

KSKP

No. 6

障害者情報クラブニュース

新年明けましておめでとうございます！

皆さん、良いお年をお迎えですか？

旧年中は当情報クラブの活動にひとかたならぬご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本年も住みよい街づくりを目指して、活動を展開していきたいと思っておりますので何卒ご支援のほどお願い申し上げます。

代表 井上きよし



さて、遅くなりましたが、昨年のウォークラリーについてご報告しておきます。

1993年10月3日(日)、曇りのち雨、「第4回車いすウォークラリー」を無事開く事ができました。あいにくの曇天、この季節にしては肌寒い朝だったにもかかわらず、受付終了の9時30分頃には集合場所の壳布“默想乃家”入口付近が、阪神間各市からの参加者およそ340名で埋め尽くされ、開会式、宝塚市長の挨拶、コースの説明の後50グループが次々に出発しました。

今回のコースは、默想乃家～壳布神社～橋本閑雪邸～荒神会館～清荒神参道～清荒神清澄寺～参道～ベガ・ホール＆図書館～阪急清荒神駅～阪急壳布神社駅～默想乃家のおよそ6km、歩道無しの、上りあり下りあり急勾配ありのなかなかの難コースです。コースの設定時にいろいろ議論も交わされましたが、障

目 次

念頭のご挨拶	1
ウォークラリー参加者のお便り	2
夏の夜の想いで	3
A D Aに関する報告 II	4
自立生活体験練習をしてみて	8
ご存じですか	10
統合された環境での教育	11
宝塚市にできた車いすの修理屋さん	11
肢体障害者協会だより	12
今年の行事予定	14
編集後記	14

害をもっているために、清荒神参道を歩いて（または車いすで）上がったことのない人や、一度も清荒神を訪れたことのない人がいるのではということで、結局このコースに決まりました。また今回は、電車の乗り降りや、障害者と介助者の運賃の割引を知つてもらおうと、全員1区間、電車を利用することにしました。

さて、起伏の多い狭い道を各グループは障害者（車いすの人、目の見えない人、耳の聞こえない人など）を囲みながら進みます。ウォークラリーの楽しみの一つは初対面の人々とグループを組み、助け合いながらコースを探すことです。今回も最年少4才から最年長87才までが参加し、それぞれのグループで話も弾んだようで、後日、街で出会ってお互いに声をかけ合ったという話も聞いています。

歩きにくい石畳、途中からの小雨と悪条件の中、史跡の説明を聞いたり、チェックポイントでは難問珍間に首をひねりながら、頭と身体を最大限に駆使して、全グループが制限時間内に無事ゴールすることができました。

ゴールの後は默想乃家広場で、ボランティアの人達が一生懸命作ってくれたバーベキュー、焼きソバ、おにぎりなどを食べたり、ラテン音楽の生演奏、ビンゴゲームを楽しみ、午後2時に解散しました。

清荒神の参道を通って、ゲームを楽しむなど、障害者にはできないと多くの人が考えていましたが、良い条件さえ揃えばこんなにもいろいろなことが経験できるのです。

これからも障害者と健常者がふれあい、理解し合える機会が持てればと思っています。

参加者の皆さん、またいつかお会いしましょう。

ご協力いただいた各団体、スタッフの皆さん、本当に有難うございました。



ウォークラリー 参加者のお便り

家族総出のウォークラリー初参加。空模様を心配しながらも、水筒、雨具、キャンディーをリュックにつめて出発。ところが集合場所に着いて、時間を30分遅く間違っていたので大あわて。こんなはずじゃなかったのにもう私って本当にそそっかしいのヨネ。私と佐季（次女6才）は吉川さんチーム。挨拶もそこそこにスタート。

初めての車いすにコマ地図、売布神社までの急な坂道がすぐく長く見えてくる。腕に力を入れ、下だけを向いて押す。押す。やっと着いた。ポイントの説明を受けるために、境内に入ろうとして冷や汗。石ゴロゴロで車いすが前のめり、おっと危ない。途中、佐季はドングリを拾ったり草花を摘んだりそれなりに楽しんでいたのだが……。私あっちこっちに変に力を入れすぎて疲労度100%。途中のジュースで生き返った気分。

宝塚に住んで5年。一番好きな散歩コースの清荒神。なんと歩いても飽きることなく楽しめるのだが、車いすを通してみると、石畳の継ぎ目がガタガタと響き、溝に渡してある網に車がはまりそうになるし、歩いては気にならない階段や道の段差、車いす用には決して出来てないことが分かりました。途中小雨までが降りだし、傘は持つても使えない。傘を貸しましょうと声を掛けてもらうが、押しながら傘をさすことはできないのヨネ。お店の人からはビニール袋をどうぞと言われ、吉川さんの足元だけを包む。清荒神といえば堅焼きのせんべい。ひと口づつほうばり図書館へと向かう。線路を横切るコツもわかり、少しはかしかくなつたみたい。普段なにげなく駐車するのだが、歩く人にとてどれだけ迷惑をかけているかも分かり、反省もしばしば。無事電車にも乗り終え、あとは昼食の焼きそばを待つばかり。食事できるまで本当に長い時間でしたが、いろんな人に会え、会を催すにあたつてのご苦労を思うと、頭が下がります。又、来年宝塚にいたら参加したく思います。
白木敏枝（宝塚市）

ウォークラリー 参加口者のお便り

ウォークラリー、お招きいただき有難うございました。チラシに社名まで入れて頂き、何もお手伝いできずに申し訳ありませんでした。その割には、私自身いろいろ勉強をさせていただいて感謝いたします。障害のある方、ない方、別に何の区別もなく活々と動かされているのをかたわらで羨しいよいよ本当

に“成熟した社会”がやってくるのかなあと感じました。私のビジネスなんて、本来必要とされることがおかしいのかもしれませんね。

でもこうやって、色々な事を学び、もう少し“看護”について考えてみたいと思います。

肌寒い朝夕、体調崩されることないよう、またガンバッテ下さい。

からたにあや

(宝塚市山本東1-1-18-102・ケアファミリー)

夏の夜の想いで

水害入りビールで卓飲み！ ？？？？？

8月2日、情報クラブで花火大会を見にいった。前日は花火よりだったけどこの日は私達の普段の行いが、良いのやら悪いのやら朝からいやな天気。夕方になるにつれ、小雨がパラついてきた。テーブルについてからは、ますます雨はきつくなり、傘がまに合わないから私の飲んでるビール、いっこうに減らない。飲む度に味も違う。花火が始まると同時に大雨になり、テーブルの上は滝のような水。主人がビールを飲みながら、「なんぼ飲んでも減らへんビールが、あつたらええのになぁ」と言っていたのを思い出した。いくら飲んでも減らないビールが、ここにあるある。

酔いが回るのも遅いビールだ。これだけの雨でも花火は上がるもんだなあ。音はやけくそにドンドン響いていた。皆は、見えない見えないとばやっていたけど、私は視力障害者だから、なんとこの夜の花火は公平なことか、ぼやけばやけ。かわいそうなのは、テーブルの下のヴィッ

キー（盲導犬）。上からの雨には濡れなければ、流れてくる雨水のためにビシヤビシヤ。

けっこう毛だらけ、犬水だらけ。でもめげずに水のベッドで、寝ていたなあ。

私は花火は何回も見たけど、この夜のビールの味は忘れないッ。でも来年はいい天気でビールが飲みたいな。

(中山君江)

Tシャツカンソバ 売上報告

1993年夏に、資金集めのため製作しました障害者情報クラブオリジナルTシャツはおかげさまで好評をいただき、大人用581枚、子供用81枚を多数のかたがたにお買上げ頂きました。

純益522,394円は、1993年度ウォークラリーとその写真展及び機関紙の増刷など、活動拡大のための費用に充てさせていただきました。

障害者情報クラブへの皆様方のご協力とご支援に、心より感謝申し上げます。

Tシャツ販売担当

A D Aに関する報告 パートⅡ

前号の続きです。宝塚市職員能力開発事業に当情報クラブの井上きよし代表が車いすで参加、A D A法やC I L本部を見聞してきましたので、皆さんにもお知らせします。

—————*—————*

* A D A

1990年7月26日、アメリカ合衆国一般法律第101-336号「障害をもつアメリカ人に関する法律」(P.L. 101-336 Americans With Disabilities Act of 1990 略してA D A)が成立した。正式名称「障害に基づく差別の明確かつ包括的な禁止を確立するための法律」

この法律は、第2条(a)で、社会が障害者に対していかに人権を認めず、差別的であったか事実を認めた上で成立している。

第2条 [立法] 事実の認定と [立法] の目的
(a) 事実の認定——連邦議会は以下のことを認定する。

- (1)およそ4,300万人のアメリカ人が、1級または2級以上の身体的もしくは精神的障害をもっており、全体の人口が高齢化するにつれて、この数字は増加しつつある。
- (2)歴史的に、社会は障害を持つ個人を孤立させ、隔離させる傾向をもっており、ある程度の改善が成されているにもかかわらず、障害を持つ個人に対するこうした形の差別は、重大かつ広範囲にわたる社会問題であり続けている。
- (3)障害を持つ個人に対する差別は、雇用、住宅供給、公共施設・便宜、教育、輸送、通信、レクリエーション、施設入所、保健サービス、選挙・投票、公共サービスへのアクセスといった重要な諸分野で依然として続いている。
- (4)人種、肌色、性別、出身国籍、宗教、または年齢に基づく差別を受けている個人とはことなり、障害による差別を受けている個人は、しばしば、その差別に対し法的救済を求めるいかなる手段も持っていない。

- (5)障害を持つ個人は、公然たる意図的な排除建築物、輸送、通信に係わる障壁の差別、

過保護な規則・政策、既存の施設や慣行の変更がなされないこと、排他的な資格基準及び尺度、隔離、より低位のサービスプログラム、活動、恩恵、職、または他の機会に甘んじさせることなど、種々な形の差別に絶えず出くわしている。

- (6)国勢調査のデータ、全米世論調査及び他の諸調査研究は、障害を持つ人達が集団として、我々の社会で劣位の身分におかれ、社会的に、職業的に、経済的に、教育的に、重大な不利益を被っていることを明らかにしてきた。
- (7)障害を持つ個人は、当該個人自身ではどうすることもできない特性に基づき、また、当該の個人が社会に参加して貢献する個人的能力について、固定観念があるため、制限や制約に直面し、意図的な不平等の遭遇の歴史に従わされ、我々の社会で政治力の無いより低い地位におかれてきた、分離され、かつ孤立した少数者である。
- (8)障害を持つ個人に関する国民の適切な目標は、当該個人に機会を平等に与え、完全に参加させ、自立した生活・経済的自給自足を保証することである。
- (9)不公平でかつ不必要的差別と偏見が継続していることが、障害を持つ人達が平等な基礎に立って競争し、我々の自由社会が正当に知られている理由となっているその自由競争の機会を追求することをできなくさせており、そして合衆国に数十億ドルの不必要的支出を負担させている。

法の目的は次の通り

- (b)目的——この法律の目的は以下のことにある。

- (1)障害を持つ個人に対する差別を除去するために、明確且つ包括的な全国的規範を規定すること。
- (2)障害を持つ個人に対する差別に対処するための明確で、強力で、一貫性のある、実施可能な基準を規定すること。
- (3)障害を持つ個人のために、連邦政府が、こ

の法律によって確立される基準を実施することについて中心的な役割を果たせるようすること。

(4)障害を持つ人達が毎日直面する差別の諸分野に対処するため、合衆国憲法第14修正を発動すること、及び通商を規制することを含め、連邦議会の一連の権限を発動すること。

法の目次

第1条 略称；目次

●雇用

- 第101条 定義
- 第102条 差別
- 第103条 抗弁
- 第104条 薬物の違法な使用及びアルコール（の飲用）
- 第105条 通達の掲示
- 第106条 規則
- 第107条 実施
- 第108条 施行日

●公共サービス

（第A章）差別の禁止及びその他の一般関連規定

- 第201条 定義
- 第202条 差別
- 第203条 実施
- 第204条 規則
- 第205条 施行日

（第B章）公共団体が供与する公共輸送に適用される差別的と見なされる行為

第1部 航空輸送または一定の鉄道事業以外の公共輸送

- 第221条 定義
- 第222条 固定路線システムを運行する公共団体
- 第223条 固定路線サービスを補充する副次的輸送
- 第224条 需要応答システムを運行する公共団体
- 第225条 リフトが利用できない場所での臨時の応急措置
- 第226条 新施設

- 第227条 既存施設の改造
- 第228条 公共輸送計画及び既存施設における諸活動及び1列車1車両の原則
- 第229条 規則
- 第230条 仮設利用可能の要件
- 第231条 施行日
- 第2部 都市間及び通勤用鉄道による公共交通輸送
- 第241条 定義
- 第242条 差別的であると見なされる都市間及び通勤用鉄道の事業活動
- 第243条 利用可能標準の遵守
- 第244条 規則
- 第245条 仮設利用可能の要件
- 第246条 施行日

●私的団体によって運営される公共施設及びサービス

- 第301条 定義
- 第302条 公共施設による差別の禁止
- 第303条 公共施設及び商業施設の新築と改造
- 第304条 私的団体により供与される指定公共輸送サービスにおける差別の禁止
- 第305条 研究
- 第306条 規則
- 第307条 私的クラブ及び宗教団体の適用除外
- 第308条 実施
- 第309条 試験及び教習過程
- 第310条 施行日

●電気通信

- 第401条 聴覚障害及び言語障害を持つ個人のための電気通信リレーサービス
- 第402条 公共サービス告知のクローズド型字幕挿入

以上が目次ですが、中身を簡単にいうと官民を問わず雇用や交通機関、公共的施設の利用、言語、聴覚障害の電話利用など、社会のあらゆる領域で障害者差別を禁止し、障害者の人権保障と社会参加を促進する。

しかし、この法律は、障害者に特別な保護を与えるのではなく、障害者も健常者も生活の全ての場面で、平等の機会を均等に与えることを理念としている。例えば、車椅子利用者がバスに自力で乗車が困難なことが分かっていて何らの対策を講じないこと自体が差別で、他の市民と同等に「バスに乗るという機会」を保障していない。

何故、ADAという法律が成立したのでしょうか。

1. 依然として障害者に対する差別が根強く社会の多領域に存在している。
2. NCH（全米障害者評議会）、大統領の独立した政府機関で、障害者に関する種々の法律、事業、政策を調査、審議し、大統領や議会に提言を行う。NCHには、障害者の代表も主要な構成員として参加、政策の立案、審議の過程の中核的メンバーとなっている。1986年ADAの草案が、NCHより提案された。
3. ADAを制定させるために全米の障害者運動の広範な展開。視覚、聴覚、精神遅滞、肢体の障害種別を越えて団結がなされ、また、各種運動団体が結集、中には、きわめて保守色の強い退役マヒ者協会も入った大同団結となる。その中でも中心の一つとなったのが、NCIL（全米自立生活評議会）次に取り上げるCILの全国組織）で、当時の会長は、マイケル ウィンター 氏で、現バーカーCIL代表、この時、座り込みなどで何度も逮捕される。また、大統領選を活用した運動を展開。

—————*—————

* CIL (Center for Independent Living
自立生活センター)

●設立

1972年 エド・ロバーツにより設立される。

●エド・ロバーツ

CIL創設者

元カリフォルニア州リハビリテーション省
局長

世界障害者研究所 代表

WID (World Institute on Disability)

世界的な障害者運動を研究する機関)
中学生のとき、ボリオ（脊髄性小児まひ）
におかされ、人工呼吸器を無しには生活できなくなる。

1962年カリフォルニア州立バークレー校入学、大学当局は、当初入学許可を与えなかった。同校初の最重度障害者の第1号となる。大学の病院から通学、しかし病院は規則が多く、時間を自由に使えない。又、学内も自由に移動できない。

「健常者と平等な機会を与えられないのは差別だ」と学生運動を組織、IL運動（Independent Living 自立生活）を展開する。

政治学の修士号取得、しかし実社会には、大学のような支援システムはなく、病院に逆戻りの恐れがあった。

ここに、バークレーCILが誕生する。現在300を越えるCILが全米に展開している。

●IL運動、CILの理念

障害をもった人々が、家族や施設の中で保護されながら生活するのではなく障害を持たない人々とともに、社会の中で生きることができるようとする。

自立生活は、社会の善意的な行為によって出来るものでなく、公民権でなければならない。

自分の人生において、一体何をしたいのかという選択権を障害者が持つことである。

●CILの運営

障害者自身により運営。スタッフ、理事のほとんどが障害者。

●CILのサービス

1. ピア・カウンセリング(Peer Counseling)

肢体障害者、視覚障害者、聴覚障害者及び精神障害者に対して、同じ障害を持つカウンセラーが、同じ障害を持つものの立場から個別的、集団的にカウンセリングを行い自立生活への不安を取り除いていく。

2. 自立生活技術訓練(I.L.S)サービス

対象：施設や親・家族の管理的保護の元に

あり、自立生活の技術を持たない人

期間：2ヶ月間

内容：介助者管理能力の訓練、安全管理、金銭管理、料理、栄養管理、健康・医療管理、時間管理

質物・移動訓練、セックス管理の訓練、レクリエーション訓練、自己権利擁護訓練

自立生活へのスムーズな移行を目指す。

3. 介助者紹介サービス

自立生活の形成には、良質の介助を継続して確保することが必要である。

家庭内援護サービス・IHSS (In Home Supportive Services) は、公的援助で介護の保障を現金給付で行っている。しかし介助者は、障害を持つもの自身によって捜さなければならない。

そこで、アテンダント(Attendant 有料介護人)を募集し、説明会を開き、面接を行い、介助者としての能力をチェックし、未経験者には、介助者としてのアドバイスを行い、登録する。又、障害者側には、ニーズを聞き、登録し、紹介を行う。

4. 住宅サービス

個人住宅、民間アパートの住宅紹介サービスや内装改造援助などの直接的な住宅サービスを行っている。

5. 雇用サービス

求人情報の収集に努めたり、障害者に適した職場の開発に努めている。又、障害者が就業するための技術の指導(面接など)、求人の事業所との説明会を開催したり、出かけて行ったりし、障害者の雇用の促進を

行っている。

6. アドボカシー(Advocacy 権利擁護)

障害者に給付される公的・社会サービス及び一般扶助に関する相談サービスを行っている。又、サービスを拒否された場合の扶助を行う。公聴会、あるいは、裁判などの調整、斡旋を行う。

CILは、非営利団体で、1978年リハビリテーション法により、連邦の補助が出るようになった。

CILの存在がどんな物か示す例として、精神的発達の遅れた子供を持つ親が、自分が死ぬまで、子供を家の外に出さなかった。子供は、これからどうして生きていけばいいのかわからないので、CILに相談にきた。行政機関にいくよりも、障害者のことは、CILというのが当たり前になっている。

以上でご報告を終わりますが、日本でもCILのような機関の必要性を感じています。

重度な障害をもちらながら、何とか自立をしようと頑張っている人達もたくさんおられます。次ページにはそんな仲間からの投稿をいたきましたので、また、皆様のご感想でもお寄せいただければ幸いです。

参考・引用

○中野善達 筑波大学教授(心身障害学)

○藤田和弘 助教授(心身障害学)

○田島 裕 教授(英米法学)

障害をもつアメリカ人に関する法律

○定藤丈弘 大阪府立大学助教授
(社会福祉学)

季刊 福祉労働 No.49

米国障害社法の制定と展開

総合社会福祉研究 創刊号

アメリカにおける障害福祉の動向

○CILのパンフレット及び資料より

自立生活体験練習をしてみて

私は、去る10月10日～16日の1週間、西宮の「阪神障害者解放センター」というところを借り、生まれて初めて親元や施設から完全に離れ、自分一人で生活練習を始めました。

初め私は、自分でもやれるのかナア?と、本当に不安でした。何とかこの1週間は、少し大変なときもありましたが、それでもクリアできたような気がします。私は、宝塚キントーン作業所に通い始めて、この11月で、1年になろうとしています。この1年間のうち半年間は関学へ上がっていき、自分なりに学生にビラを配ったり、いろんな人達に呼びかけて、まだまだ少数ですが個人の介護者というか知り合いができ、神戸や宝塚でもいろんな人に呼びかけをしました。そのかいあって今では14～16人の人達と知り合いになり、そのほとんどが介護としてやってみたいというので、一度、その人達を頼って、自分なりの生活をやってみようかナア?と思い、いろんな人達に相談して最終的には、自分なりに日程を決め、そして自分なりに介護者の確保をして、少しは手伝ってもらひながら、計画を立てて実行しました。

思つたこと…

今回のこととと思ったことは、やっぱり自分なりに予想して計画を立てたり、その1週間の表を作るのが思ったより難しかったのもあったし、それに1番は、介護者の面です。自分自身が思ってた介護者がこの1週間で、どれくらいの人数が集まってくれるか、やっぱり心配で、少しは不安な気持ちでした。

感じたこと…

次に、今回、実際介護を受けながら、体験練習をやってみて感じたことは、自分の生活面です。今まで私は、親元や施設の中で生活してきたせいか、なかなかうまく生活のリズムにとけ込むことができなくて、少し戸惑ったこともありました。何とかそのリズムにもなれ、その事務局長でもある住田さんの紹介で、向かい側の藤原さんという親切な主

婦の方がいて下さり、その方のおかげで、この1週間の「自立生活体験練習」をこなす事が出来たんじゃないかなア?と思います。

もう一つは、その1週間分の夕食の献立を考えるのに、少し頭を抱え込みました。今まで親元や施設にいるときは、「今晚のおかずは何にしよう?」なんて考える必要はなかったし、私が何も言わなくても施設側が決まった時間に食事を出してくれるから、別にそんなことを感じなかったけど、今回のことと、介護の人と一緒に夕食の買い物に出かけて1日の献立を考え、品物はどれが安いか高いかも分かり、今回ることは、いろいろな面でいい勉強になり、いい「自立体験」になったと、そんなふうに感じました。

少し困ったこと…

少し困ったこと、それはやっぱり介護者の面です。今回のこととあたって、私は各介護者にほとんど電話で連絡をしてたのですが、まだはっきりと日程は決めてなくて、しばらくして先月の末頃には自分なりにちゃんと何月の何日から何日までの間にするのか、決めたつもりだったのですが、どこでどう食い違ったか分かりませんが、自分の介護予定表とその介護者の予定がずれてしまったりして、一時はどうなるのかナア?と思いました。11日～15日の晩の介護は、何とか確保出来ましたが、10日と16日の送り迎えの介護と、その10日の晩の介護が、なかなか決まらなかったのが、少し困ったことです。

本当に困ったこと…

本当に困ったことは、それもやっぱり介護者の面です。先ほども話しましたが、一つは10日と16日の送り迎えの介護と、その10日の晩の介護者の都合がなかなかつかなかつたことです。その10日の前日まで関学のほうに電話を掛けて、どうにか16日の帰りの介護者が見つかり、その日は本当に助かりましたが、まだ10日の迎えの介護者とその晩の介護者がどうしても見つからなかつたのです。仕方な

く急に西宮キントーンの安井さんに頼んで、昼ごろにセンターの方まで車で送ってもらつて、その晩は、住田さんの紹介で伊丹の学校の教師である岩野先生が、9時までできてくれて、食事の準備や食事介助してくれました。

9時以後は、センターの向かいの藤原さんがきてその後のことをしてくれました。だけど、私は、前もってもう少し考えるべきだったという気がします。今回のこの計画を立てた時に、10日と16日の介護者も、なんとか確保しておけばよかったナア！と思いました。

又、11日の昼にきてくれるはずだった介護者が、なんだか心配になってきて、朝、電話を掛けてみたら案の定、その日急に都合が悪くなってしまい、どうしたらいいか自分自身でもと惑うばかりで、とりあえず西宮の人へ電話を掛けたり、晩にきてくれる介護者に電話を掛けてみたら、ちょうどその人の仕事が休みの日で、昼の人の代わりに早目にきてくれたので、その日の9時までは本当に助かりました。私は、昼にきてくれる介護者に一言いいたいのです。「私が前もって貴方に11日の都合を聞いて確かめたのに、急に介護にいかれないというのは一体どういう事なのよ！それにもし、その日にいかれなからしたら、どうして私にもう少し早目に連絡してこなかつたのよ！」とその日は、一人で電話に向かって怒りまくっていました。

だけどその日に、晩の介護者がもし来てくれなかつたら、一時はどうなるのかナア？と思ひ、本当に困ってしまいました。

今後のこと…

先ほどの続きをもう少し書かせていただきます。例え自分が、その介護者にこのことで怒ってみてもそれは仕方がないと言えば仕方がないけれど、かと言って無理にその人に介護にきてもらつても気が引ける思いがする。

それに相手ばかりが悪いとは言えない。私のほうにも少し悪かった面があったのではないかナア？と思ひます。いずれにしても、介護者に押しの手が、少し足りなかつたのかも

分かりません。今回のことを行する前に、自分自身がどんなことをしたいのかを積極的にその介護者に言えばよかったナア！と思つたり、少し反省しています。今後もこの「自立生活体験練習」を2週間や3週間と積み重ねていくとしたらもっと介護者を確保して、それをどんどん積み重ねていき、自分自身が親元や施設から離れても生活が出来、本当に一人でも「大丈夫！」という自信がつけば、できれば宝塚か西宮に家を探して自立生活をして、その中で、障害者・児や高齢者の福祉活動や運動を健常者と共にやっていきたいとそう思いました。そのためには、やっぱり人手が必要です。こういう「自立生活」にしても、障害者が一人で生活がしたいからって言っても、結局は人の手を借りなければ当り前の生活などできない。でも、このまま親元や施設にいればよいという訳でもない。それに親もいつかはいなくなってしまうから、そのためには障害者がもっと精神的に親から自立をしなければならない。現に私も、今まで本当に親にわがままや苦労を掛けてきました。

しかし今では、こういう施設にいる仲間のほかに、地域の中でいろんな障害者たちと出会い、その仲間と一緒にいろいろな運動や活動をしていく中で、今自分がおかれている状況と実際自立生活を送っている障害者たちの状況が違うことに気がつき、この1年近く、皆にいろんなことを教えられ、私にとってはいい意味の社会勉強になったんじゃないかなア！と、そんなふうに思いました。

これからも施設や親元からどんどん外に出かけ、その中でいろんな人達に出会い、健常者・障害者たちと共に“同じ地域の中でお互い助け合いながら住みやすい社会にするには？”とか、“地域の中での障害者・高齢者問題を一緒に考え、今はどのような福祉の現状におかれているのか？！”ということを、一緒にいろいろ学んでいけたらと思い、自分自身これからも頑張りたいと思いました。

宝塚キントーン作業所
藤山 富士美
(はんしん自立の家)

—ご存じですか？—

◆宝塚市のホームヘルプサービス

手助けの必要な高齢の方や心身に障害のある方、又その家族の方々が自立した生活を送るために、本人、家族、関係機関等が役割分担を行いながら、ホームヘルパーを派遣し、援助を行うサービスです。利用料は所得に応じて、活動時間等は契約時にご相談の上決定します。

利用できる方	サービス内容	窓口
日常生活に支障のある ・おおむね65歳以上の方、 ・重度の心身障害者の方、 ・その他必要と認められる方です。	家事介助 (調理・洗濯・掃除等) 身体の介護 (食事・排泄・入浴 身体の清拭等)	宝塚市高年福祉課 障害福祉課 0797-71-1141 宝塚市社会福祉協議会 0797-86-5000

◆宝塚市近郊の民間有料在宅福祉援助機関

有料でホームヘルプサービス等を実施している民間の機関です。それぞれ活動時間や料金が異なりますので、詳細は各機関にお問い合わせください。

名称	活動内容	場所	電話
コープくらしの たすけあいの会	家事のみ	宝塚市	0797-74-7160
ポレボレ	家事・介護・ベビーシッター	宝塚市	0797-86-0588
シルバー人材センター	家事のみ	宝塚市	0797-72-5725
メインストリーム協会	家事援助・身辺・入浴介助 外出介助・その他	西宮市	0798-34-4955
ライフケア協会	家事・介護	神戸市	078-854-1346
(有)トレンド・ジャパン	家事・看護	西宮市	0798-66-9943
エルフ	家事・介護	大阪市福島区	06-453-4621
ケアファミリー	看護・介護	宝塚市	0797-88-2054

統合された 環境での 教育

一 障害児教育の機会均等を国連が決議—

昨年秋の国連総会で「障害者の機会均等化に関する標準規則」が決議された。この規則は、障害者は教育、医療、就労等において健常者と同じ機会が与えられることを保障している画期的なものである。特に教育においては、「統合された環境の下での機会均等」として「政府は障害を持つ児童、青年、成人の統合された環境での初等、中等、高等教育の機会均等の原則を認識すべきである」と謳い込まれている。日本の文部省はこの決議に消極的であった。今まで、専門教育の名の下に差別・排外的な隔離教育を強力に推し進めてきた日本としても、この国連決議を受け入れざるを得ない。日本はその政策の歪みをまたもや外圧によって打ち破られた形となった。

これまで各地でこじんまりと進められてきた統合教育の運動に火が付くことは明らかである。しかし、油断はできない。日本では、いくら歪んだ状況があったとしても体裁だけは整えるということはよくあることだ。現に、昨年夏頃から普通学校を希望する障害児に対して入学拒否をしない自治体が増えてきている。一見、ダイナミックな転向の様に見えるこの変化は、統合教育運動の活性化を阻害する一時的な手段にしか過ぎない。統合教育を推進する運動団体にとって、普通学校への入学が認められれば表向きの看板がなくなり、目的がなくなってしまう。

一方普通学校では、入学はさせたものの物理的、人的設備を整えず、「やっぱり養護学校がいい」という一言を障害児の親たちに言わせようとしているところもある。しかし、設備さえ整っていれば、地域の中で普通の生活が送れるはずである。すべての学校に、エレベーターと、車いすでも使用できるトイレが完備されることを願っている。

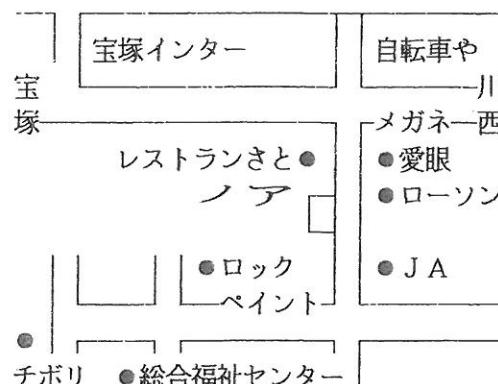
宝塚市にできた 車いすの修理屋さん

宝塚市安倉中で“ノア”を経営する堀口一夫さんが開設した“自転車なんでも110番”。開設当初より自転車の修理に混じって、時々車いすの修理依頼が飛び込んできました。初めの頃は車いすを扱っている業者を紹介していましたが、簡単な修理でも半月ぐらいかかることがあります。車いすは障害者にとっては身体の一部。これでは不便だということで、堀口さんはスズキ特機(車いすのメーカー)と話し合った結果、1993年夏に“ノア”内に阪神地区の車いす代理店をオープンしました。

現在、電動車いすを初め、全ての車椅子の修理を受け持っています。パンク修理(車いす1000円・電動車いす1500円)はその場で、その他電気系統を含めた全ての修理に応じています。また、定期点検は無料で行っています。預からないとできない修理については、代車を用意する方向で検討中だそうです。その他もうあの方々の自転車やバイクの修理依頼を請けるためにFAXも備え付けてあり、車いすを直接持ち込めない人のために出張修理や出張点検(出張料市内全域1000円)もしています。“どんな小さな相談や修理にも応じますので、気軽に声を掛けてください”とのことでした。

TEL. 0797-84-4147 FAX. 0797-89-0110
フリーダイヤル. 0120-145-110 0120-146-110

中国自動車道



肢体障害者協会だより

宝塚市肢体障害者協会のみなさま、こんにちは。前号より、障害者情報クラブニュースを宝塚市の肢体障害者、約1200人で構成する宝塚市肢体障害者協会のかたがたにも配布して頂くことになりました。今後、片隅をお借りして肢体障害者協会の活動をお伝えしていきたいと思います。

肢体障害者協会会長 坂上正司

社会福祉審議会懇話会に出席して

宝塚市は、「第2次障害者対策長期計画」策定に当り市長の諮問機関として「社会福祉審議会」（高田真次委員長：関西学院大学社会学部教授）を設けています。委員には、市議会から塚本寿一氏、広田陽子氏、関西大学経済学部教授の一圓光彌氏等10名に加えて、関西学院大学講師のアキイエ・ヘンリー・ニノミヤ氏、大阪府立大学社会福祉学部教授の定藤丈弘氏等6名の臨時委員からなる計16名の構成です。臨時委員の中には、障害者団体を代表しまして2名の障害者も入っています。

去る11月2日、この「社会福祉審議会」の委員13名と宝塚市心身障害者（児）連絡協議会を構成する障害者団体との間で懇話会がもたれました。この懇話会には、当初、正司市長も出席される予定でしたが、急遽取り止められました。私達の声を直接聞いて頂きたかったのですが残念でなりません。この懇話会に肢体障害者協会からは会長の坂上が出席して肢体障害者協会としての以下の意見を伝えてきました。

1. 近年、宝塚市で行われている肢体障害児を普通学校へ通わさないような指導をやめてほしい。受け入れ態勢の不備は、本人や親の責任ではなく行政の怠慢である。
2. 障害者の給与所得と健常者の給与所得のギャップを所得保障の観点から行政で保障していくことを考慮してほしい。また、障害者を雇用する場合に利用できる各種助成制度を市内企業の担当者に熟知してもらうことが必要。

3. 現在の障害基礎年金の額では家を借りることもできないので、市民福祉金でそのギャップを埋めるべきである。
4. 公共施設のエレベーター化、スロープ化の推進、身障者用トイレや駐車場の設置及び有効な管理運営。特に市の施設や駅舎を重点的に。
5. 肢体障害者のニーズに応じた公営住宅の建設。
6. リフト付き路線バス運行の促進。
7. リフト付きタクシーの利用登録時に利用者のプライバシーがタクシー会社に自動的に伝わる現行制度の改正。

以上の提起は、これから10年間の指針になるものですから、強く要望していきたいと思います。



エレベーター整備指針

—運輸省がついに重い腰をあげた—

1991年6月に運輸省が出した「鉄道駅のエスカレーター整備指針」に対しては、日本中の障害者が呆れかえったものだった。一体どこの世界に、「サッカーボールを欲しがる子供に、硝子の破片をまぶしたボーリングの玉を投げつける親がいるだろうか。」

当時の運輸省の仕打ちはまさにそのようなものだった。前年から盛り上がりつつあった“駅にエレベーターを！”運動に対する答えとしては余りにも情けない。当時の運輸省の対応では障害者団体（ここでは日身連）からはエスカレーターで十分であると報告を受けているとのことだった。しかし、電動車いす、手押し車いす使用のほとんどの者が、一人でエスカレーターを使うことは危険であり、介助を必要とする。

昨年8月、「鉄道駅のエレベーター整備指針」が出された。これで、運輸省はエスカレーターが現状にそぐわないということを自ら認めたことになる。内容的には新設駅や大改良する駅には、公共通路とホームを結ぶ少なくとも一つのルートにエレベーターを設置しなければならないというもの。もちろんスロープや駅ビルを利用して代替えできるものは除かれる。

宝塚市では、阪急電鉄の10駅のうち車いすでアクセス可能なのは3駅（今年中に2駅増える予定）、片側のみが4駅。さらにエレベーター設置予定が1駅、再開発による駅舎回収の可能性があるのが2駅。市も積極的に援助しているため、この指針で弾みを付けて市内の阪急のアクセス率は100%達成も遠い話ではなさそうだ。JRについては、市内に3駅あるが、車いでの利用は難しく、昨年10月のDPI交通大行動においてもJR西日本本社が、門を閉ざしてまで交渉を拒否したことから容易に想像できるように、全く誠意すら感じられない対応である。

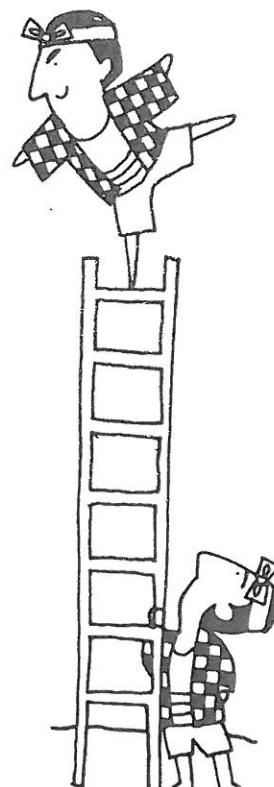
ともあれ、この整備指針を契機に今後の運輸省の対応に期待したい。

信号切替スイッチ

全国に先駆けて、宝塚警察署、宝塚市、宝塚市肢体障害者協会、宝塚市視力障害者協会、障害者情報クラブ等で開発し、1992年より配布している信号切替スイッチに対応する信号が、2ヶ所増えて下記の計4ヶ所になりました。

- ・中筋八幡神社前交差点（中筋2，3）
- ・宝塚市民会館東
- ・さくら銀行逆瀬川支店前
- ・宝塚病院前

肢体障害者協会では、会員の希望者に切替スイッチを配布していますので、事務局までご連絡ください。



一九九四年二月一日発行(毎日発行)
発行人 KSKP 通巻二六二〇号一九八四年八月二〇日第三種郵便認可
関西障害者定期刊行物協会 大阪市城東区中浜二〇一十三

今年の行事予定

1月31日(月)18:00~21:00	「第4回車いすウォークラリー」写真展準備	宝塚市役所(1F) 市民ホール
2月1日(火)~2月7日(月) 9:00~17:00	「第4回車いすウォークラリー」写真展 ※5日(土)、6日(日)は閉店	宝塚市役所(1F) 市民ホール
2月16日(水)13:30~16:00	「第4回車いすウォークラリー」写真展準備	宝塚市立東公民館
2月17日(木)~2月23日(水) 9:00~21:00	「第4回車いすウォークラリー」写真展	宝塚市立東公民館

会員募集

身体に、ハンディキャップを持つ人も持たない人も、みんな一緒に友情を深め合いながら、ともに生きる社会について語り合いませんか？ 障害者情報クラブでは下記の会員募集を行っています。

★正会員 2,500円(年会費)

★賛助会員 2,000円(一口)

いずれも事務局に連絡の上、銀行振込又は郵便振替で会費をお振込み下さい。

――月月月月月――

【定例会】

★第1土曜日 pm.1:30~4:30

於／宝塚市立中央公民館

★第3土曜日 pm.1:30~4:30

於／宝塚市立総合福祉センター

編集後言

昨年10月のウォークラリー終了後も年末年始にかけて、宝塚市や豊中市の学校関係の講演会や「なくそう！心の段差」（障害者の日記念事業）での街づくり写真展、アジアの障害者の状況を見直すシンポジウム「アジアからアジアへ」など行事が多く、なかなかニュースを発行することができず、関係者の方々をやきもきさせたことをお詫び致します。

シンポジウムでは関西学院大学講師のニノミヤ先生をお迎えし、ネバールから留学されている医師のボカレル先生、上海から研修に来られている障害児童福祉施設職員のキヨーテーさんを交えて有意義なお話ができました。学校関係の講演会も定着したようで、子供の頃から接することによる啓発を痛感しています。今年も様々な行事が控えていますがよろしくお願ひします。

『KSKP 障害者情報クラブニュース No. 6』

編集者：障害者情報クラブ広報部

編集責任者：障害者情報クラブ代表 井上 聖

本部・事務局：〒665 兵庫県宝塚市中筋8-19-7 坂上正司方

☎ 0797-88-4329(昼) ☎ 89-8229(夜) FAX 88-0779(自動)

銀行振込口座：さくら銀行逆瀬川支店 普通 3566211

ショウガイシャジョウホウクラブ イノウエ キヨシ

障害者情報クラブ 井上 聖

郵便振替口座：神戸 2-45964 障害者情報クラブ